

岩手県立盛岡第二高等学校 白梅同窓会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は 岩手県立盛岡第二高等学校 白梅同窓会 と称する。

(目的)

第2条 本会は会員の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の整備
- (2) 会報の発行
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員・役員

(会員)

第4条 本会の正会員は、岩手県立盛岡高等女学校（盛岡高女専修科、盛岡高女補習科及び盛岡高等家政女学校を含む）及び岩手県立盛岡第二高等学校（第一次盛岡第二高等学校併設中学校、第一次盛岡第二高等学校及び盛岡高等学校白梅校舎を含む）に在学したものとし、職員及び職員であったものを特別会員とする。

2 会員は、異動が生じたときは事務局に報告することとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 3名
- (5) 顧 問 若干名

2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。ただし、副会長の内1名は母校の校長をもって充てる。

3 理事は会長が委嘱する。ただし理事の内1名は母校の副校長をもって充てる。

4 会長経験者を顧問とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総括し本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位によりその職務を代理する。

3 理事は、事務局と連絡調整を図り、会長の命を受け本会の企画及び運営に従事する。

4 監事は、本会の会計及び会務の執行を監査する。また、要請により理事会に参加できる。

5 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、必要に応じて理事会に出席することができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長と監事は3期までとする。

第3章 会議・組織

(会議)

第8条 本会の会議は、総会、理事会とする。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は最高の議決機関とし、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- (4) その他本会の運営に必要な重要事項に関すること。

3 総会の議長は理事会で選出する。

4 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第 10 条 理事会は、会長、副会長、理事をもって組織し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出すべき議案に関する事。
- (2) 総会から委任された事項に関する事。
- (3) その他、本会の目的に関する事項。

2 理事会の議長は、理事会で選出する。

3 理事会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(回生幹事)

第 11 条 卒業学年ごとに回生幹事を置く。

2 回生幹事は、総会から委任された事項、本会の運営その他必要な事項に関する事に携わる。

(事務局)

第 12 条 本会の事務局を岩手県立盛岡第二高等学校内に置く。

2 事務局に事務局長 1 名と事務局員若干名を置く。

3 事務局長と事務局員は、母校の職員を充てる。

4 事務局は本会の事務処理と会計処理を行う。

(支部)

第 13 条 本会の事業の推進、各地域との連携を図るため、支部を置くことができる。

2 支部は、組織・運営、その他必要な事項を定めるものとする。

3 支部は、支部代表者を会長に報告するものとする。

(特別委員会)

第 14 条 会務の遂行にあたり必要に応じ、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員は会長が理事にはかり、委嘱する。

3 特別委員会の委員の任務は、その事業の完了とともに終了する。

第 4 章 会計

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。ただし、本会の運営上の都合によりこれを変更することがある。

(経費)

第 16 条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費の額、納入方法については、別に定める。

附 則

この会則は、平成 21 年 9 月 8 日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日 一部改正

平成 28 年 7 月 18 日 一部改正

平成 30 年 7 月 16 日 一部改正

令和 2 年 6 月 9 日 一部改正

(役員の任期の特例)

平成 27 年度に就任した役員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、120 周年行事の対応のため平成 29 年度までの 3 年とする。

この会則は、平成 29 年 7 月 17 日から施行する。